いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイー、アボカド、パイナップル、グアバ、なつめやし、その他の果実、綿実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のハーブに残留するプロフェジンの量の限度並びにもも に残留するボスカリドの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十二年五月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のアルドリン及びディルドリン（総和をいう。）の項の次に次のように加える。

イソチアニル	米	0.3ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のシメコナゾールの項中「きゅうり」を「きゅうり　0.3ppm／かぼちや　0.2ppm」に、「すもも」を「すもも　0.3ppm／うめ　0.3ppm／1 ppm」に改める。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のピラクロストロビンの項を次のように改める。

ピラクロストロビン	小麦	0.2ppm
	大麦	0.5ppm
	ライ麦	0.02ppm
	とうもろこし	0.02ppm
	その他の穀類	0.5ppm
	大豆	0.05ppm
	小豆類	0.5ppm
	えんどう	0.3ppm
	そら豆	0.3ppm
	らつかせい	0.05ppm
	その他の豆類	0.3ppm
	ばれいしよ	0.02ppm
	さといも類	0.04ppm
	かんしよ	0.04ppm
	やまいも	0.04ppm
	その他のいも類	0.04ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.5ppm
	だいこん類の葉	20ppm
	かぶ類の根	0.4ppm
	かぶ類の葉	16ppm
	西洋わさび	0.4ppm
	クレソン	29ppm
	はくさい	3 ppm
	キャベツ	0.2ppm
	芽キャベツ	0.3ppm
	ケール	1 ppm
	きような	16ppm
	チンゲンサイ	5 ppm
	カリフラワー	0.1ppm
	ブロッコリー	0.1ppm
	その他のあぶらな科野菜	16ppm
	ごぼう	0.4ppm
	サルシフィー	0.4ppm
	チコリ	29ppm
	エンダイブ	29ppm
	レタス	2 ppm
	その他のきく科野菜	29ppm
	たまねぎ	0.2ppm
	ねぎ	0.7ppm
	にんにく	0.05ppm
	その他のゆり科野菜	0.9ppm
	にんじん	0.5ppm
	パースニップ	0.4ppm
	パセリ	29ppm
	セロリ	29ppm
	その他のせり科野菜	29ppm
	トマト	0.3ppm
	ピーマン	0.5ppm
	なす	0.5ppm
	その他のなす科野菜	1.4ppm
	きゅうり	0.5ppm
	かぼちや	0.5ppm
	しろうり	0.5ppm
	すいか	0.5ppm
	メロン類果実	0.2ppm
	まくわうり	0.5ppm
	その他のうり科野菜	0.5ppm
	しようが	0.04ppm
	未成熟えんどう	0.02ppm
	未成熟いんげん	0.5ppm
	えだまめ	0.5ppm